

通所介護相当サービス

CO・OP中央デイサービス ふたばの杜刈谷北 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、かりや愛知中央生活協同組合が開設するCO・OP中央デイサービス ふたばの杜刈谷北（以下「事業所」という。）が行う通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスなどとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 CO・OP中央デイサービス ふたばの杜刈谷北
- ② 所在地 刈谷市今川町山ノ神85-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、生活相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 従業者
生活相談員 2名（常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名管理者と兼務）
看護職員 2名（常勤兼務 2 名、機能訓練指導員と兼務）
介護職員 6名（常勤専従 2 名、非常勤専従 4 名）
機能訓練指導員 2名（常勤兼務 2 名、看護職員と兼務）
従業者は、通所介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13日から15日まで、12月29日から1月3日までは休業とする。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後3時30分までの5時間30分とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は1日35名とする。但し、通所介護の利用者を含む。

(通所介護相当サービスの内容)

第7条 通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導(相談援助等)
- ② 機能訓練(日常生活動作訓練、個別機能訓練)
- ③ 入浴
- ④ 食事の提供
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 日常生活上の必要な介助

(利用料等)

第8条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市の定める額とし、利用者が当該通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、市の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

ただし、給付制限を受けているなどの場合、利用にかかった費用を利用者が一旦全額支払い、その後自治体に申請することで、利用者が負担した費用の7～9割(当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合)の現金の払い戻しを受けることとなります。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- ① 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う通所介護相当サービスに要した送迎の費用は、通常事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり50円を徴収する。
- ② 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。
- ③ 食費は、900円(昼食、おやつを含む)を徴収する。
- ④ タオルのレンタルは、1枚につきクリーニング代として50円徴収する。
- ⑤ 紙パンツ(紙おむつ)は、1枚につき150円、紙パットは、1枚につき50円を徴収する。
- ⑥ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ⑦ 利用予定日の前日までに連絡がない場合は、キャンセル料として900円(食費分)を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、下記の区域とする。

刈谷市(青山町、新田町、恩田町、井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町、一ツ木町、泉田町、築地町、朝日町)

(緊急時における対応方法)

第10条 生活相談員等は、通所介護相当サービスの利用中に、利用者の病状の急変又はその他の緊急事態が生じた

ときは速やかに主治医、家族及び緊急連絡先に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

- 第11条 事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した通所介護相当サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業者は、苦情が通所介護相当サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、通所介護相当サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4 事業者は、提供した通所介護相当サービスに関しての市が行う調査に協力するとともに、市からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市に報告する。
 - 6 事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに利用者が居住する市及び利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
 - 4 利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 生活相談員等は、事前に利用者又はその家族に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 管理者及び生活相談員等による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用すること。
- ④ 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- ⑤ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合があること。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなう事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止の為の指針の整備
- ③従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(ご利用者家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を第三者に漏らさない。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を授業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、かりや愛知中央生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

第4条及び第6条と第8条の改定は、令和4年6月1日から施行する。

第4条の改定及び第16条の追加は、令和5年6月1日から施行する。

第16条及び第17条の改定は、令和6年4月1日から施行する。

第8条の改定は、令和6年10月1日から施行する。